

教育行政学研究

創刊号(1979)

- 裁判における親の教育要求権の考察 豊 福 直 子
— 判例分析を通じて —
- 米国の連邦教育援助政策の執行における
州教育行政機関の活動 加 治 佐 哲 也
- 西ドイツの学校における会議 織 田 成 和
— その実状と問題点 —
- アメリカ現代教育行政学研究的意義と視角について 堀 和 郎
- ハイ・スクールの形成におけるNEAの中等教育政策 田 代 直 人
— 10人委員会勧告にあらわれた中等教育の標準化
政策を中心として —
- アメリカ合衆国州憲法の義務教育に関する規定 上 原 貞 雄
- 学生の大学教育に対する期待 中 島 直 忠
池 田 輝 政
松 永 裕 二
- <文献紹介>
- アメリカの高等教育に関する文献紹介 仙 波 克 也

教育行政学研究会

(広島大学教育行財政学研究室)
(九州大学教育行政学研究室)



ま え が き

6-1

中国・四国・九州地区の教育行政学にかかわる研究紀要の第一号が、会員みなさんの協力によって出来上ることになりました。まことによるこぼしい限りです。

こうした研究紀要を作ることについては前から強い要望がありました。関西地区に教育行政学会が設立されてからこの要望は一層強くなり、ことに地方にあって研究物の発表の機会に比較めぐまれない若い研究者の間の強い要望となってきました。こうした折、九州大学に中島直忠氏が教授として赴任され、広島大学に中島教授、九州大学に私が、非常勤講師として出かけるなど相互の交流を深めるうちに研究会と紀要をもつことが次第に共通の理解となってきました。

広島大学と九州大学卒業の研究者は主として中国・四国地区と九州地区を中心に職を得ておりまた教育学に関して両地区にそれぞれ中国四国教育学会と九州教育学会があり、隣りのこの二つの学会の交流を促進する若干の試みも前から続けられていました。また両地区の同じ領域の研究者が研究の交流促進を目的として定例的に研究会をもつ試みも、比較教育学の領域などですでに試みられていました。

こうした背景のもとに、昨年十一月、中国・四国教育学会が香川大学でもたれた折、九州地区からわざわざ高松までお出かけいただいて両地区の教育行政学研究者が相集い、研究会の結成と紀要の刊行について協議することが出来るまでになりました。その折の協議において会則や機関誌刊行規程がまとめられ、本年度当初、四月一日より本研究会の発足となり、機関誌「教育行政学研究」の創刊号を刊行出来ることとなりました。

本会の目的とするところは、巻末の会則にありますように、教育行政学の研究に従事するもので組織し、「教育行政の研究を促進し、研究上の連絡・情報の交換」（第2条）をはかることにあります。しかし発足したばかりの本会にとって、この目的を達成することは、われわれ会員同志の今後の不断の切磋琢磨によってはじめて可能であると思います。会員の皆さんの研究が本会の結成を機に一層促進されることを希望する次第です。

本会は中国・四国・九州にまたがる西日本地区の教育行政学研究者の集いであり、地域もかなり広範で研究者の出身大学もかなり広範囲にわたった集いであり、このことは自花受粉をさけ相互の切磋琢磨を効率化する大切な条件であると思えます。九州大学と広島大学の両教育行政学研究室が始めのお世話役となってこの地区で本会を結成しようとした意図もここにあったわけです。しかしこのことは会員の全員が本会のあり方についての共通のコンセンサスを持つことの大切さを意味するものとも思えます。会員相互の研究における人間関係が本会によって一層深まることを祈る次第です。

会 長 名 和 弘 彦

目 次

裁判における親の教育要求権の考察 —判例分析を通じて—	豊 福 直 子	1
米国の連邦教育援助政策の執行における 州教育行政機関の活動	加治佐 哲 也	14
西ドイツの学校における会議 —その実状と問題点—	織 田 成 和	25
アメリカ現代教育行政学研究的意義と視角について	堀 和 郎	35
ハイ・スクールの形成におけるNEAの中等教育政策 —10人委員会勧告にあらわれた中等教育の 標準化政策を中心として—	田 代 直 人	48
アメリカ合衆国州憲法の義務教育に関する規定	上 原 貞 雄	62
学生の大学教育に対する期待	中 島 直 忠	77
	池 田 輝 政	
	松 永 裕 二	

<文献紹介>

アメリカの高等教育に関する文献紹介	仙 波 克 也	111
-------------------	---------	-----